

日行連発第1838号
令和5年3月24日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

農地法第3条第2項第5号の下限面積の廃止について（周知）

今般、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律につきましては、令和5年4月1日から施行されることとなります。

法改正の主たる内容は、農業者の減少・高齢化が加速化する中において、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地の利用を促進する観点等から、農地法第3条第2項第5号に規定されている下限面積要件が令和5年4月1日から廃止されることになりましたのでお知らせいたします。ただし、他の要件は引き続き維持されますのでご注意ください。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【参考】

・農林水産省ホームページ

URL：https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html